

国家发展改革委员会弁公庁 財政部弁公庁による
2012年省エネ技術改造財政奨励候補プロジェクト申
請に関する通知

各省、自治区、直轄市および計画単列市、新疆生産建設兵団、黒龍江農墾総局發展
改革委員会(経済貿易委員会、経済委員会、経済・情報化工作委員会、工業・情報
化庁、経済發展局)、財政庁(局)、財務局：

『省エネ技術改造財政奨励資金管理弁法』(財建[2011]367号)の諸規定に基づ
き、ここに2012年省エネ技術改造財政奨励候補プロジェクト申請実施事項を以下
のとおり通知する：

一、プロジェクトの選定範囲および条件

石炭ボイラー(キルン)改良、余熱余圧利用、石油節約および代替(石油節約の
ための改良プロジェクトのみ含む)、発電設備システムにおける省エネ化、エネル
ギーシステムの最適化などの省エネ技術改良プロジェクトを中心に支援を行う。プ

プロジェクト請負企業はエネルギーの計量、統計、管理システムを備えていること。国の産業政策に合致していること。また、2013年未までにすべての工程を完成させ、実施翌々年には省エネ量（標準石炭換算）5000トン以上を達成可能なプロジェクトであること。

（一）石炭ボイラー（キルン）改良プロジェクトに含まれるものは以下の通りである。

老朽化・旧式ボイラーの更新・改良。小型ボイラーから大型ボイラーへの転換、低効率ボイラーから高効率・省エネボイラーへの転換、熱供給管ネットワークの改良（管ネットワークの新規建設は含まれない）を含む熱供給管理の集中化。工業ボイラー、キルンの総合的な省エネ改良など。

（二）余熱余圧利用プロジェクトに含まれるものは以下の通りである。

鉄鋼業におけるドライプロセスコークス消火、炉頂圧発電、焼結機余熱発電、ガス-蒸気コンバインドサイクル発電の改良など。非鉄金属産業における排気ガス廃熱発電、キルン排ガス輻射加熱器および排ガス熱交換器の改良。建材産業における余熱発電、酸素富化（全酸素）燃焼の改善。化学工業における余熱（排気ガス）利用、密閉式カーバイド炉、余熱発電の改良。紡績、軽工業およびその他の産業における熱供給パイプによる凝縮水の回収、熱供給ボイラー差圧発電の改良。油田随伴ガス回収利用。工業生産有機性廃棄物におけるメタン利用など。このうち、ドライプロ

セスセメント生産ライン純低温余熱発電プロジェクトについては2013年以降支援を行わない。

(三) 石油の節約および代替プロジェクト(石油節約のための改良プロジェクトのみ含む)に含まれるものは以下の通りである。

電力産業におけるプラズマ無油点火、小型ガス化オイルガン、および、清浄炭を石油代替として利用する発電技術の改良。石油化学産業における放出天然ガスの回収、可燃ガスを石油代替とするなどの技術改良。建材産業における天然ガス、石炭・スラリーなどを重油代替とする改良。化学工業における石炭ガス化により燃料油・原料油代替とする改良など。

(四) 発電設備システムにおける省エネプロジェクトに含まれるものは以下の通りである。

高効率・省エネ発電設備、タービン、ポンプ、変圧器などの採用により、低効率・旧式の電力消費設備のリニューアル・処分を行う。発電設備システムにおけるインバータ速度制御、永久磁石速度制御、無効電力補償など省エネのための改良の実施。ハイレベルな新技術により駆動装置の改良を行い、発電設備システムの運行および管理の最適化を行う。送電・配電設備およびシステム全体に関わる省エネのための改良など。

(五) エネルギーシステム最適化プロジェクトに含まれるものは以下の通りである。

鉄鋼、非鉄金属、アンモニア合成、製油、エチレン、化学工業などの産業における企業生産技術システムの最適化、エネルギーの段階的利用および高効率熱交換、蒸気や温水などエネルギー媒介物質の配管ネットワークの最適化、エネルギーシステムの整理・改良。発電ユニットにおける(蒸気タービンの)通流の改造。新型陰極構造アルミニウム電解槽の改良。高効率・省エネ水動力タービン(水力タービン)冷却塔技術、水循環システム最適化技術などの採用による、冷却塔循環水システムにおける省エネのための改良など。

以下に掲げる事項のいずれかに該当するプロジェクトについては支援を行わない。

(一) 申請事業所の経営状況および経済収益が相対的に低いプロジェクト。

(二) 申請事業所が国により公布された一万企業リストにリストアップされていないプロジェクト。

(三) 付帯部分または改良の主体部分が国の産業政策に合致しないプロジェクト。または、国の産業政策により明文で発布された処分リスト(『産業構造調整指導リスト2011年版』における第三類「処分されるべきもの」を適用)に掲載されているプロジェクト。

例：高炉のうち容積が 450 m³未満のもの。

焼結機のうち大きさが 180 m²平方メートル未満のもの。

溶鉱炉の容量が東部地区において 2.5 万キロボルト・アンペア未満、中西部において 1.25 万キロボルト・アンペア未満の鉄合金プロジェクト。

コークス炉の改良。

(四) 生産能力拡大を目的とする、または、省エネ製品（設備）製造、省エネ技術研究開発、省エネ管理などに該当するプロジェクト。

(五) 新エネルギー開発利用に該当するプロジェクト。

例：太陽エネルギー・石炭層ガスおよび水力・地熱ポンプなどの利用。

ただし、工業生産有機性廃棄物におけるメタン利用を除く。

(六) 良質なエネルギー（例：天然ガス、石炭ガスなど）、粗悪なエネルギー（如：泥炭、石炭脈石など）およびバイオマスエネルギー（例：穀物の粒を穂から取った後の茎、もみ殻およびその他の廃棄物）による石炭または混合燃焼の代替利用に該当するプロジェクト。

(七) 主体工事とあわせて行われるプラント建設プロジェクト。例：2007 年 1 月 1 日以降に完成した新型ドライプロセスセメント生産ラインと同時に行われた純低温余熱発電プラント建設、1000 立法メートル以上の高炉で同時に行われた炉頂圧発電プラント建設など。

(八) エネルギーの購入・出力・消耗にかかる台帳が適正管理されておらず、エネルギー統計報告表、財務諸表および各種証明資料原本の不足・紛失により、省エネ量の測定・計測（モニタリング）が不可能なプロジェクト。

(九) プロジェクトにおける改良が余熱、余剰エネルギー、余剰ガスなどの外部購入・供給の利用に該当するプロジェクト。

(十) 2011年11月30日以前に完成、または主体工事が既に完了していたプロジェクト。

(十一) プロジェクトが国家発展改革委員会またはその他の部門の支援を受けている（または申請済み）、または企業が国の支援を受けた省エネプロジェクトが未完成である状況で申請された新たなプロジェクト。

二、申請要件

(一) 申請の実施。2012年省エネ技術改造財政奨励候補プロジェクト申請業務は各地方の省エネ主管部門および財政部門の要求に従って慎重な選考を行う。厳格な一次審査、第三者審査機関への委託による一次審査通過プロジェクトに対する現場審査を行った後、条件に合致するプロジェクトの資金申請報告および現場審査レポートを総括後、発展改革委員会、財政部に提出・報告する。異なる法人企業のプロジェクトを併せて提出・報告することはできない。中央政府により管理・監督される国有企業の子会社は、プロジェクト所在地にてすべての提出・報告を行うこと

とする。

『第11次5カ年計画』期間中に手配されたプロジェクトが既に完成し、順調に進んでいる場合、あわせて資金清算申請報告を提出すること。2009年以前に国が手配したプロジェクトが未完成の場合、財政奨励金を返還させることとし、奨励金を返還したプロジェクトが再度申請を行うことはできない。

(二) 申請資料および要件

1、企業財政省エネ奨励金申請報告本文には以下のものを含む。

プロジェクト申請承諾表。企業基本状況表およびプロジェクト基本状況表。企業エネルギー管理状況。プロジェクト実施前エネルギー使用状況。プロジェクトで実施予定のエネルギー技術政策。プロジェクト省エネ量の測定・計算およびモニタリング方法。その他説明が必要とされる事項。

添付書類には以下の内容を含む。

プロジェクト実現可能性調査報告書（作成事業所は国家関連部門により発行された甲級資格を有すること）。プロジェクトの記録控え、認可または審査文書。対応するクラスの環境保護部門によるプロジェクト環境影響報告書（表）についての回答。企業エネルギー管理制度、手順などの文書。プロジェクト改良前後のエネルギー使用設備およびエネルギー計量設備リストなど（申請報告要領については添付一を参照）。

2、省エネ技術改造プロジェクト資金管理システムによって作成した電子ファイル（ダウンロードページ URL は www.jjrrjw.com）。

3、プロジェクト現場審査報告（様式については『弁法』の要求に従うこと）。各地方は厳しく管理を行うこと。企業から報告された資金（清算）報告について専門家による厳格な一次審査を実施する。さらに、第三者審査機関への委託によりプロジェクト現場審査を行い、かつプロジェクトの省エネ量、実態などについて現場審査レポートを作成し、総括後併せて提出・報告する。

4、当該地区プロジェクト申請総括表（様式については添付二を参照）。総括表にはプロジェクト立ち上げ内容、総投資、省エネ量、記録控え（認可または審査）文書番号、環境保護部門による評価回答文書番号およびプロジェクトの依拠または主体部分の改良状況を明記すること。プロジェクト立ち上げ内容は以下のものを含む。プロジェクト名称、プロジェクト依拠または主体部分の改良における生産能力または仕様タイプ、今回主な改良内容および省エネ効果。文章は推敲を重ね、200文字を超過してはならない。

5、申請事業所が近年国の支援を得て行った省エネプロジェクトにおける竣工検収資料、竣工検収材料を提出できない場合、プロジェクトの支援を行わない。

（三）申請手順。各地方は本通知の要求に厳格に従い、申請資料を報告・送付する。一式2部（同時に全ての電子版DVDを提出。電子版のサイズは原則的に200M

を越えてはならない)とし、装丁の体裁が整えられていること。石炭ボイラー(キルン)改良、余熱余圧利用、石油の節約および代替(石油節約のための改良プロジェクトのみが含まれる)、発電設備システムにおける省エネ、エネルギーシステムの最適化などの省エネ工程分類に基づいて、段階的に審査・総括を行い、併せて国家発展改革委員会および財政部(発展改革委員会資源節約・環境保護局および財政部経済建設局に各1部送付する)に報告する。

(四)報告・送付期間。2012年3月20日までに、プロジェクト申請資料を上記の要求に基づいて報告・送付すること。期限を超過したものについては受理しない。

国家発展改革委員会資源節約・環境保護局連絡先電話番号：

010-68502453 68505842

連絡先住所：北京市月壇南街38号(100824)

財政部経済建設局連絡先電話番号：010-68552599 68552977

連絡先住所：北京市三里河南三巷3号(100820)

添付：一、企業財政省エネ奨励金申請報告作成要領

二、2012年度省エネ技術改造財政奨励金申請総括表

国家発展改革委員会弁公庁

財政部弁公庁

2011年12月20日